

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局安全政策課長  
物流・自動車局貨物流通事業課長  
物流・自動車局自動車整備課長

#### 貨物軽自動車運送事業の用に供する事業用自動車の共同使用について

貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）の届出事業者数は近年大幅に増加しているところ、貨物軽自動車運送事業は車両数1両から届出が可能なことから、車両1両のみを保有する個人事業主が大半を占めている。

事業用自動車（貨物軽自動車運送事業の用に供する事業用自動車をいう。以下同じ。）1両のみとする個人事業主においては、法定点検、故障や事故時の修理等の間は運送を行うことができないことから、修理等に係る時間・費用を抑える傾向がみられる。

そのため、個々の貨物軽自動車運送事業者（複数の車両を保有する者を含む。以下同じ。）が輸送の安全を確保した上で事業活動を休止しない為の措置として、貨物軽自動車運送事業者間で事業用自動車を共同で使用することを可能とする「事業用自動車の共同使用」について、下記に従い取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

#### 記

事業用自動車の共同使用を行おうとする貨物軽自動車運送事業者には、以下の事項について措置するよう周知されたい。

- 1 恒常的に使用する車両については届出事項の変更で対応することが原則であることから、事業用自動車の共同使用は以下の範囲に限定すること。

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「車両法」という）に基づく定期点検・自動車検査または故障修理時等の代車としての使用を目的とした事業用自動車の共同使用について、点検、修理等に必要な期間に限定すること。

2 共同使用する事業者間において、共同使用による任意保険等が適用される範囲について、保険会社に確認を行い、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払いに対応できるよう必要な措置を講じること。

3 事業用自動車を共同使用する事業者間において、次の点につき協定書等により定めておくこと。

- (1) 共同使用する事業用自動車の配置期間
- (2) 共同使用する事業用自動車の車台番号及び配置される営業所の位置
- (3) 共同使用する事業用自動車の受け渡し方法
- (4) 共同使用する事業用自動車の運行管理、車両管理及び事故の処理についての相互の責任関係
- (5) 共同使用する事業用自動車の車両整備の責任
- (6) 共同使用する事業用自動車の引渡者の責任
- (7) 共同使用する事業用自動車の事故発生時の報告責任
- (8) 共同使用する事業用自動車の損害賠償・自動車保険に関する事項
- (9) その他共同使用に関する協定事項

4 共同使用の対象となる事業用自動車を使用している場合においても、車両の特性を十分把握し安全な運転を保つよう、運行管理を適切に行うこと。

5 事業用自動車の共同使用による車両の管理

- (1) 共同使用において必要な車両置場を確保すること。
- (2) 共同使用中の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 95 条に基づく表示は共同使用中の使用者の名称又は記号を表示すること。
- (3) 共同使用に用いた車両について、使用した車両番号、期間を記録し、1 年間保存すること。
- (4) 共同使用に用いる車両について、車両法上の整備管理義務は使用者であることを念頭に、同第 47 条の 2 に基づく日常点検は運行する者の責任において実施することとし、その内容はあらかじめ共同使用者間で決定したものであること。

また、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 3 条の 2 に基づき策定する「定期に行う点検の基準」については、当該車両の共同使用を踏まえ、必要に応じて点検内容及び時期を規定し遵守すること。なお、共同使用者間の一方又は双方において同条第 50 条に基づく整備管理者が選任されている場合においては、整備管理規程に明記すること

## 貨物軽自動車運送事業に供する事業用自動車の共同使用に関する協定書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と、\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) の両者は、貨物軽自動車運送事業に供する事業用自動車 (以下「事業用自動車」) の共同使用に関して以下の条項を協定する。

## (目的及び期間)

第1条 甲、乙は以下の目的、期間において、本協定に基づき甲の使用権原を有する次条の事業用自動車を乙が使用することについて同意する。(相互での共同使用の場合は「甲、乙それぞれが使用する事業用自動車について相互に使用することについて同意する。」に、次条以降(第12条及び署名欄を除く)の「甲」は「引渡者」に、「乙」は「引受者」に置き換える)

目的：(例：車両修理の期間における輸送需要に対応する為)

期間：(例：○月○日、●月●日～×日)

## (共同使用する事業用自動車と配置される営業所の位置)

第2条 本協定により共同使用する車両は以下の車両とする。

例：品川400り×××× (使用者甲の車両) 配置営業所：東京都品川区東大井・・・  
品川400り▽▽▽▽ (使用者乙の車両) 配置営業所：東京都千代田区霞が関・・・

## (受け渡し方法)

第3条 共同使用する車両の受渡しは「受渡書」により行うものとする。受渡書は、甲にて作成発行し、乙が事業用自動車に乗務した運転者の氏名を記入し、当該車両を返却する際に甲へ返納するものとする。

## (受渡書記載例)

引渡事業者名：

引受事業者名：

対象車両：

引受日時：

運転者：

返納日時：

## (運行管理及び車両管理の責任)

第4条 乙は、引受の期間中、善良な管理者としての注意義務をもって使用するとともに運行管理、車両管理を行わなければならない。又、第三者に事業用自動車を使用させてはならない。

(1) 乙は、前条による当該事業用自動車を引受けた日時より、その責任を負うものとする。

(2) 前項の引受期間中は、引受けた事業用自動車を自社の事業用自動車と同様に取扱い、『貨物自動車運送事業輸送安全規則』『運行管理規定』及び関係法令に基づき管理するものとする。

## (車両整備の責任)

第5条 道路運送車両法及びその他関係法令に定められた車両の日常点検は乗務する者が責任をもって行うものとし、その実施内容を甲・乙双方であらかじめ確認するものとする。その他の整備及び車検登録関係等の車両管理等の責任は、個々の事業用自動車について、その自動車の使用者が負うものとする。

## (甲の責任)

## 第6条

- (1) 甲は、事業用自動車を通常の使用に耐えうるよう必要な点検・整備を怠ってはならない。また、引き渡し車両に特別の事情等がある場合はその旨を乙に伝達するものとする。
- (2) 前項の点検・整備又は伝達を怠り、若しくは事故発生等、有事における原因が引渡し前の欠陥に因ることが明白な場合には、甲がその損害について一切の責任を負うものとする。

## (事故発生時の報告責任)

第7条 引受期間中に事故が発生した場合は、乙において速やかに行政当局へ報告を行うものとする。

## (損害賠償の範囲)

## 第8条

- (1) 乙は、引受期間中において事業用自動車の喪失、盗難、損害等が生じた場合は、一切の損害を甲に賠償する責任を負うものとする。
- (2) 乙は、引受期間中において第三者を死傷せしめ、又は第三者の財産（積載物も含む）に損害を与えた場合は、その一切の責任を負うものとする。
- (3) 乙は、事業用自動車の運行時等において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

## (自動車保険の適用)

第9条 第8条（1）及び（2）の損害にかかる賠償について、乙は

甲の自動車保険を使用できるものとする。

乙の自動車保険を適用するものとする。

※加入している保険の適用範囲を確認し協議の上決定すること。

## (使用料)

第10条 共同使用する事業用自動車の使用料は（例：1日あたり 円、無償）とする。

使用した燃料については双方の引渡し、引受けの際に満タンにすることとし、燃料費の清算は行わない。

## (費用の負担)

第11条 引受期間中に必要な応急措置（軽微な修理）をした場合の費用は、乙の負担とする。ま

た、軽微な修理に該当するか不明な場合、その他特別な費用が発生した場合は、都度協議により決定するものとする。

(協議)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、甲・乙間で誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)